保育料(利用者負担額)について

令和元年10月より下記について保育料(利用者負担額)が変更となりましたので、お知らせします。

該当する世帯	保育料
1号認定	無料
2,3号認定の3歳以上児	無料

なお下記に該当する場合は、継続して保育料が軽減されます。

- 1. 2, 3号認定の場合で、市町村民税所得割額が57,700円 未満の世帯の場合 上の子の年齢に関わらず、
 - ・第2子 → (該当する保育料の)半額 ・第3子以降 → 無料
- 2. ひとり親世帯等に該当し、市町村民税所得割額が77,101 円未満の世帯の場合 上の子の年齢に関わらず、
 - ・第1子 → (該当する保育料の)半額 ・第2子以降 → 無料
- 3. 小学校就学前の範囲において、保育所等を同時に利用する児童が複数いる場合、
 - ・第2子 → (該当する保育料の)半額 ・第3子以降 → 無料
- 4.3人以上の子どもが同居している世帯で、3人目以降の子どもが満3歳未満の場合
 - ・第3子以降(申請が必要です) → 無料

(2号、3号認定)

各月初日の在籍児童の		月ごとの保育料		
			(利用者負担額)	
		属する世帯の階層区分	(単位:円)	
階層区分		3歳未満児		
			標準時間	短時間
A	生活(む。)	保護法による被保護世帯(単給世帯を含	0	0
B 1	当該年	F度分(4月から8月までにあっては、前年 以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	0	0
B 2	当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯 (※1、※2)		8,200	8,100
C 1	当該年	5,000円未満 (※1、※2)	9,200	9,100
C 2	度分の	5,000円以上48,600円未満 (※1、※2)	10,500	10,400
C 3	市町村	48,600円以上58,200円未満(※1で57,700円未満、※2)	11,400	11,300
C 4	民税所	58,200円以上67,900円未満 (※2)	13,500	13,300
C 5	得割の	67,900円以上77,600円未満(※2で77,101円未満)	16, 200	16,000
C 6	額が次	77,600円以上87,300円未満	18,800	18,500
C 7	の区分	87,300円以上97,000円未満	21,300	21,000
C 8	に該当	97,000円以上121,000円未満	24,700	24, 300
C 9	する世	121,000円以上145,000円未満	28,000	27,600
C 10	#	145,000円以上169,000円未満	32, 100	31,600
C 11		169,000円以上187,000円未満	34,500	34,000
C 12		187,000円以上206,000円未満	36,700	36, 100
C 13		206,000円以上225,000円未満	39,400	38,800
C 14		225,000円以上244,000円未満	40,400	39,800
C 15		244,000円以上263,000円未満	41,500	40,900
C 16		263,000円以上282,000円未満	42,900	42, 200
C 17		282,000円以上301,000円未満	44,900	44, 200
C 18		301,000円以上	46,900	46, 200

^{「3}歳未満児」→ 各年度の初日の前日において3歳に達していない児童

※保育料の算定にあたり、寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除の税額控除の適用はありません。これらの控除のある方の税額は、「控除がなかった場合の税額」となります。

^{※1} 多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無償化とします。

^{※2} 要保護世帯等(ひとり親世帯等)に該当する場合、保育所等に通う第1子の利用者負担額を半額、第2子以降を 無償化とします。